

令和5年12月12日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員11名)

1番	梢	正美
2番	表谷	茂浩
3番	中谷	松助
4番	福田	晃悦
5番	南	正紀
6番	寺井	強
7番	堂下	健一
9番	越後	敏明
10番	富澤	軒康
11番	櫻井	俊一
12番	林	一夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長職務代理者副町長	庄田	義則
教 育 長	間嶋	正剛
総務課長兼デジタル情報課長	山下	光雄
富来支所長	吉村	満
企画財政課長	村井	直
税 務 課 長	中田	龍一
住 民 課 長	池端	久幸
子育て支援課長	東山	和憲
健康福祉課長	宮下	隆
環境安全課長	上滝	達哉
商工観光課長	福田	秀勝
農林水産課長	大谷	清樹
まち整備課長	山内	勉
富来病院事務長	笠原	雅徳
会計管理者(会計課長)	平野	雅巳

学校教育課長 藤 井 専

生涯学習課長 大 島 信 雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長 向 井 徹

議会事務局参事 飯 田 一 也

議会事務局次長 坂 上 大 輔

(議事日程)

日 程 第 1 町長職務代理者副町長提出 報告第2号、承認第12号、第13号及び
議案第48号ないし第59号並びに町政一般(質疑、質問)

日 程 第 2 町長職務代理者副町長提出 承認第12号及び第13号並びに議案第48
号ないし第59号(委員会付託)

(開 議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 町長職務代理者副町長提出 報告第2号、承認第12号、第13号及び議案第48号
ないし第59号並びに町政一般(質疑、質問)

福田晃悦議長 次に、町長職務代理者副町長から提出のありました報告第2号、承認第12号及び第13号、議案第48号ないし第59号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね40分以内とします。

それでは、発言を許します。

福田晃悦議長 1番 梢正美君。

梢正美議員 はい。

1番 梢正美です。質問をさせていただきます。

まず一つ目は、町の入札制度改革に伴い、検証と再点検・再発防止を求めます。

町発注工事を巡る一連の事件においては、今後、公平な入札制度運用に対する公正な監査機能は重要です。新制度に過信することなく今後、再発防止策を講じていくことで町民からの信頼の回復はもちろんのこと、町職員の皆さんが誇りをもって仕事ができる環境を整えなければならないものと考えます。

また、町的意思決定する機能及び執行機関を監視する立場である議会、その機能が不十分だった問題に対して一議員として非常に責任の重さを感じております。

町民の皆様には心よりお詫びを申し上げます。皆様誠に申し訳ございませんでした。

では質問を続けさせていただきます。

入札に関わる最高責任者であり現在、町長職務代理者庄田副町長に今後の改善に向けて質問をさせていただき、共に問題の解明と改善策を考えていきたいと思っております。

今回、町発注工事を巡る入札制度で発生した問題に対して、制度見直しを最優先に迅速な対応をくださったことは、私達町民にとって信頼の回復に一步近づけたものと感じております。

そこで、今後二度とこのような問題を起こさないためにも以下の検証・検討は必要だと思っておりますのでお伺いいたします。

まず一つ目、これまでなぜ入札制度の見直しができなかったのかを伺います。

なぜこれだけすぐに見直しができる制度がこれまで自助努力として見直せなかったのか疑問を抱く声も耳にしますので、透明性をみせるためにもこの公開の場でお尋ねします。ご答弁をお願いいたします。

二つ目に、入札後の点検体制の検証とさらなるチェック機能の強化を求めます。

先般、12月5日第4回本議会定例会提案理由説明において、臨時的な措置として、工事入札に新しく変動型最低制限価格制度を導入し入札が実施されたことの報告を受けております。この仕組みは、入札後でなければ最低制限価格が決定しない仕組みのため、入札前に手を介さない仕組みとなっていると伺いました。

まずは町として暫定的にこの措置を講じることで公平公正な入札に努める意向説明がございました。

今後、新制度に移行したとしても業者間談合による高値での入札を排除しきれないというリスクは残るのではないかという点を踏まえ、そのため点検結果の取

扱いを含め、問題の疑いがあった場合の手続を志賀町建設工事等入札参加資格審査事務取扱要綱等に明確に記すことや問題が疑われる入札の判断を行うに当たって、客観的で精度の高い点検を行うなどの対策も必要ではないかと思えます。

今後、再発防止において、客観的で詳細な点検項目や判断基準を要綱等で予め定めておくという方法を取り入れ、問題を疑うべき場合の類型化やその場合に行う詳細な点検方法等についてマニュアル化するなどして実効性を確保するといった施策は不可欠だと思えますが、どのようにお考えかをお聞かせください。

三つ目の質問です。今後、再発防止対策検討委員会設置の検討と社会的信用の回復を図るための対策と公表の方法を問います。

今後再発防止対策検討委員会を設置し、入札システムの変更以外に課題等の抽出をはじめ再発防止対策の検討、チェック体制の検証、監視機能についての検証等の調査・現状分析を行う必要があると考えますが、本町において再発防止対策検討委員会などの調査委員会設置は検討されているのでしょうか。

また、他の自治体例をみますと外部の弁護士チームと監査法人による調査委員会を設置し、入札・契約制度に関する調査及び分析結果を報告書にまとめ、改善のための具体的な手段・手順等を施策一覧表にしたものを報告書として自治体ホームページで公表されています。こうした社会的信用の回復を図るための対策や、公表にあたって副町長はどのようにお考えでしょうか。

今後、風化させないためにも大事なことだと思えますので、入札執行責任者でいらっしゃる副町長のお考えをお聞かせ願います。

福田晃悦議長 町長職務代理者庄田副町長。

庄田義則町長職務代理者 はい、議長。

梢議員の町の入札制度改革に伴い、検証と再点検・再発防止を求めるについてのご質問にお答えをいたします。

まず、これまでの入札制度の見直しができなかったのかについてであります。このことについては、基本的に行政の仕事は性善説によって成り立っており、議員と同じく、町長も選挙によって選ばれた立場で公務を行っていくことが前提であると考えている中で、今回の事態は想定していなかったと言わざるを得ないのが実情でございます。

しかしながら、近年、他市町で職員が関わる官製談合事件が発生し、これを契

機に入札制度が見直され、首長や職員が関わらない変動型最低制限価格制度を導入する自治体が増えてきたことから、本町においても、今回の事件を機に、変動型最低制限価格制度を導入することとしたものであります。

次に、入札後の点検体制の検証とさらなるチェック機能の強化を求めるについてでありますけれども、入札を執行する立場としましては、業者間の談合と断定できる証拠や証言等がない限り、入札結果だけを見て判断することはできません。

しかし、町に談合情報が寄せられた場合には、町が制定しました談合情報対応マニュアルに基づきまして、私を委員長とする公正入札調査委員会が調査にあたる体制をすでに整えております。

当委員会では、調査が必要であると判断した場合には、捜査機関や公正取引委員会に通報したうえで、該当する業者から事情聴取を行い、必要に応じて弁護士の助言を得ながら、審議したうえで方針を決定いたします。

ここで、談合の疑いが払拭できないと判断した場合には、公正取引委員会にその審議結果を報告し、入札執行前であれば、延期又は中止の措置を、入札執行後であれば、当該入札を無効とする措置を執ることとしております。

次に、再発防止対策検討委員会設置の検討と社会的信用の回復を図るための対策と公表の方法を伺うについてでありますけれども、再発防止対策については、事件に係る今後の公判状況、それから判決文の内容を確認したうえで事件の全容を把握し、本町の入札制度における不備な点などを改めて検証したうえで、必要があれば検討委員会の設置、また公表等について、検討していきたいと考えております。

また、チェック体制の強化という点では、現段階での私の考えとしては、来年度から監査委員に対しては例月検査時に、議会に対しては定例会の都度、予定価格や最低制限価格、入札参加業者を記載した1件ごとの入札結果調書を送付し、確認、点検をお願いしたいと考えております。

監査委員の監査権限はもとより、議会の権能には、検査権や調査権が付与されていますので、議会の方でも厳正なるチェックをお願いするものであります。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい、再質問です。

はい、ただ今の副町長のご答弁について再質問させていただきたいと思います。非常に具体的な対策、今後の方針を述べていただきましてありがとうございます。

それでご質問なんですけれども、一つはチェック体制の強化という点で副町長のお考えとして来年度から、またそれに対しては、例月出納検査時期に、議会に対しては「定例会の都度この予定価格や最低制限価格、入札参加業者を記載した1件ごとの入札結果調査を送付し」とありますけどこれちょっと再度確認なんですけど、現段階のところの今頂いている議長報告の中には最低制限価格が記述されていない状況でありますけど、今後はこの比較ができるように一覧を改善してご提出いただけるということの確認でまちがないでしょうか。

ご答弁よろしくお願ひいたします。

福田晃悦議長 町長職務代理者庄田副町長。

庄田義則町長職務代理者 はい。

梢議員の追加質問にお答えをいたします。

今議会に報告しているものは少し簡略化したものなんですけど、実際にその予定価格、最低制限価格、落札価格、あるいはその業者名、誰が落札して落札率が何パーセントかというところまで表示された資料をすべて提示してって形で考えて、現在のところ考えております。

また実際に議会に提示するにあたっては、また議会の方とも相談をして、どのような資料が妥当なのかということも判断したいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

福田晃悦議長 梢正美君。

梢正美議員 はい。それでは先ほどのご答弁をいただきまして、私どものほうでもしっかりと比較をしましてチェックをしていきたいと思っております。

では次の質問に入らせていただきます。

二つ目の質問は、志賀町放課後児童クラブのあり方についてお伺いをいたします。

志賀町の子育て支援の取り組みにおいて、放課後児童クラブの質の充実を求める声が出ています。少子化による人口減少が本格化するなかで、児童はただ家にいるだけではなく、親以外で地域の大人と触れ合う場、友達と学び遊ぶ場の需要

と重要性が高まる今、現状の課題と今後の放課後児童クラブのあり方をお聞きいたします。

はじめに、今年の夏の富来放課後児童クラブでの事例を取り上げて説明をさせていただきます。

これまで富来放課後児童クラブでは、夏休みに実施していたプールの利用、調理実習、この2つの行事は、子ども達が楽しみにしている夏休みイベントなため、放課後児童クラブを利用する児童の多くの親御さんより再開を求める声がありました。しかし、町からは再開の承認は得られませんでした。

町の理由は、まずは、夏休み期間中、放課後児童クラブに通う児童がプールを利用する場合、当然、引率者の配置は不可欠であり、その人材は心肺蘇生法等、児童の安全を確保するための研修が必須であります。しかし、まだ支援員は誰も受講していないというのが現状で、児童の安全確保を大優先に考慮して、実施ができないという理由でございました。

また富来小学校のプール事情は、老朽化により令和元年度以降使用ができなくなり、その後、放課後児童クラブ利用中の児童に対する学校プール開放もしていないとのことでした。

現在、富来小学校における夏場のプール利用は、富来B&G海洋センターフレアプールまでバスで移動し活用しています。

ここで、富来放課後児童クラブ利用中の児童はこれまで夏休み期間中のプール利用はどうしていたかということ、平成27年までは放課後児童クラブは旧西海小学校にあったため夏休み期間中のプール利用は支援員が引率して町のバスで移動し、富来小学校のプールを利用していた。その後、平成28年以降、放課後児童クラブは、富来小学校の同一敷地内の施設に移転したことと、利用者が多かったため、特別に富来小学校プールの利用ができていたと、町から伺っています。

それから、現在、夏休み期間中の放課後児童クラブ利用中の児童におけるプール利用については、志賀も富来も、両放課後児童クラブに通う児童がプールを利用する場合、午前中に退所、保護者がお迎えしてから、帰宅後プール行きのスクールバスを利用することがルールとなっているそうです。

しかし、自宅が徒歩圏内でない児童にあたっては、共働きや一人世帯の子ども達等、昼間に子どもを家庭で見られない環境の家庭だからこそ放課後児童クラブ

を利用していることを考えると、午前中に退所、保護者がお迎えするということが実質不可能な場合が多く、結局放課後児童クラブに通っている児童が夏休み期間のプールを楽しむ機会が削られてしまっています。

このような放課後児童クラブ利用の家庭の事情を踏まえ、夏休み期間中のプール利用がしやすい支援を求める保護者からの声は前から耳にしています。

特に富来放課後児童クラブでは、コロナ禍前は、小学校の調理室を利用した児童たちの調理実習等も行なっていたこともあり、保護者によると再開を町に申し出たが、以下の理由により許可が得られなかったと伺っています。

「放課後児童クラブは児童達が安心して過ごせる場であり、教育や指導の場ではなく、教育や教える場は学校であること」また「食中毒・調理室の衛生的環境の問題などもあること」などというご対応でした。

1つ目の質問として保護者のニーズ把握と信頼関係、十分な対応ができているかの検証、改善の対応は行ってきたのか、またその結果を教えてください。

次に、これも富来放課後児童クラブを利用する親御さん等からの声ですが、コロナ禍で活動制限されるのは理解ができるが、今年新型コロナウイルス感染症の5類移行により社会経済活動の制限が大幅に緩和されているなかで、富来放課後児童クラブ利用の児童にあたっては、夏休み中のプール利用や小学校での調理実習等、夏休み行事を再開できない理由に矛盾や疑問を感じ、保護者の声を代表して、7月下旬、担当課宛にメールで繰り返し再開について問い合わせをされていると聞いております。

そこで児童福祉法の規定によると「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの」とあります。

また厚生労働省が公表する子ども・子育て支援新制度における放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の位置付け等においても「住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の実施に当たっては、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとする」とあります。

2つ目の質問ですが、このような観点からこれまでの問題に対する対策を今後

どのように行なっていくかを教えてください。今後の放課後児童クラブのあり方、位置づけを共に考えていけたらと思いますのでお願いいたします。

3つ目の質問ですが、まずは放課後子ども教室と放課後児童クラブの違いを簡単にご説明いたします。

放課後子ども教室は文部科学省が管轄で、放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業です。

一方、本町がすでに導入している放課後児童クラブは、放課後・夏休みや冬休みなどに保護者の代わりに小学生を預かり、適切な遊び、生活の場を提供する厚生労働省が管轄する保育事業でございます。

またこれまで石川県では国の政策に沿って、地域全体で子ども達を見守り育む環境づくりの一環として「新・放課後子ども総合プラン」実施を進めています。

私がここで申し上げた放課後子ども教室は、この「新・放課後子ども総合プラン」政策の一環にあります。

石川県では、これまで放課後の子ども達の居場所づくりのため、従来のスポーツ活動や文化活動、子ども会活動のほか、放課後児童クラブと放課後子ども教室の取組などを地域の実情に応じて「新・放課後子ども総合プラン」として、放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同じ小学校内等の活動場所において、共通プログラムに参加できる一体型や連携による実施を推進しています。

豊かな地域資源に恵まれた志賀町では、自然や地域住民とのふれあい、余裕教室を含めた学校施設の活用等、本町の子ども達は、多様な体験や活動の機会を拡大する環境に恵まれていることもあり、色々なプログラムや学習支援を柔軟に対応できる体制整備を求めます。

また子育て支援拡充の観点からも、心豊かで、地域・社会全体で育む環境を子どもに与えたい私達子育て当事者の願い、そして安心して子どもを育てる環境の必要性、地域との関係づくりなどのために、行政として経済的支援はもちろん、さらには制度面からも子育て環境を充実させていくことは、今後の少子化対策として非常に重要と考えられます。

このように本町の児童と子育て当事者を取り巻く環境を踏まえ、放課後子ども教室の事業の需要は高いと考えられるため導入を求めたく思いますが、3つ目の

質問として、ご検討の余地があるのか否か、また今後、実現するにはどんな課題や問題があるのかなど、理由も合わせて教えてください。

福田晃悦議長 東山子育て支援課長。

東山和憲子育て支援課長 はい、議長。

梢議員の志賀町放課後児童クラブのあり方についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、保護者のニーズ把握についてであります。

本町では、平成27年度より5か年を計画年度とする志賀町子ども・子育て支援事業計画を策定しております。現在は、令和2年度から令和6年度を計画期間とする第2期の事業計画期間中であります。

本計画の策定にあたっては、就学前児童及び小学生児童のそれぞれの保護者に対し、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、さらに、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的としたアンケート調査を実施しております。前回は、平成31年1月に実施しております。

アンケートには自由記入欄を設けており、前回はこどもの医療費窓口無料化を要望する声が多い傾向が多く、放課後児童クラブに対しては、「利用料が高い」、「夏休み等に給食が出るとありがたい」等のご意見がありましたが、プール活動については、志賀放課後児童クラブで2件あり、いずれも放課後児童クラブから帰宅しての利用についてのものであり、また、調理実習を希望する声はありませんでした。

本年度は、令和7年度からの第3期事業計画の策定に向けてアンケート調査を来月中に実施することとしており、このアンケートにおいて、放課後児童クラブを含む子育て支援サービスについての意向等を把握しながら、調査結果を今年度末までにとりまとめていきます。

新年度には、アンケート結果及び第2期事業計画並びに子育て支援サービスについての評価・検証を行い、新たな子ども・子育て支援事業計画を策定し、更なる子育てサービスの充実を図っていきたいと考えております。

次に、保護者との信頼関係、十分な対応ができているかについてであります。

放課後児童クラブの支援員は、保護者の子育てと仕事の両立などを支援するため、保護者と密なやり取りが必要となり、そのためには、信頼関係を築く必要が

あります。

信頼関係は一朝一夕に得られるものではなく、日々の積み重ねが大切と思っており、保育中の児童のケガやトラブルを保護者に伝えなければならないときには、トラブル発生の経緯や現状、今後の対応などを保護者の立場に立ちながら報告し、丁寧に対応しているところであります。

今後も子どもの安全を第一に考え、子どもも保護者も安心して利用できる環境を整備していきたいと考えております。

次に、問い合わせのありました問題点に対する対応と今後の放課後児童クラブのあり方、位置づけについてお答えいたします。

放課後児童クラブは、放課後健全育成事業を行う場所であり、子ども及び放課後児童支援員等により構成される集団で営まれ、親が共働きなどで昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後に安全な遊び場や生活の場を提供するもので、学童保育が、法改正により放課後児童クラブとされたものです。

本町では志賀小学校に隣接する志賀放課後児童クラブと富来小学校の空き教室を利用した富来放課後児童クラブを設置しております。

放課後児童クラブの設備及び運営については、国の基準に基づき制定した条例の規定により、施設面積の基準を、児童1人当たり、おおむね1.65平方メートルの区画の確保、支援員を1支援単位について2人以上とすること等を定め、児童の安全を第一と考え、施設内での保育を基本として事業を実施しております。

本町の放課後児童クラブでは、小学1年生から小学6年生までの児童が利用しております。

長期休暇期間は、一時的に利用者が増え、本年の8月の入所者は、志賀放課後児童クラブで150人、富来放課後児童クラブで45人でした。支援員は、志賀放課後児童クラブが16人、富来放課後児童クラブが8人でありました。

また、開所時間も7時30分から19時までの11時間30分としております。

さらに、特別支援学級に在籍する児童の受入も行っており、現在12人の利用があります。

本町では、支援員24名のうち20人が会計年度任用職員となっており、夏休み期間中のみならず、通常時においても職員の募集を行っても応募がなく、支援員の確保は困難な状況です。また、会計年度任用職員の平均年齢も61.7歳という状況

であります。

ここで議員のご質問にもありました富来放課後児童クラブのプール活動、調理実習の経緯について少し触れておきたいと思います。

富来放課後児童クラブでは、平成30年度までは、富来小学校のプール開放を利用したプール活動を実施しておりました。当時は、富来小学校にプールがありましたので、放課後児童クラブの支援員4、5名が同行して、放課後児童クラブの管理下において特別に夏休みに4、5回程度実施しておりました。

しかし、令和元年度に富来小学校のプール施設が経年劣化により廃止となったため、小学校のプール授業及び夏休みのプール開放はB&G海洋センターフレアで行うこととなりました。

これに伴い、富来放課後児童クラブでの夏休みのプール活動についても、B&G海洋センターフレアで実施される富来小学校のプール開放日を利用するかどうか検討を行いました。児童の送迎時の安全確保等に問題が生じたため、以降の夏休み中の富来小学校のプール開放を利用したプール活動は中止としております。

次に、調理実習ですが、これは児童の食中毒防止と安全確保を考慮して、平成28年度以降は実施しておりません。

以上のとおり、両事業とも新型コロナの感染拡大防止に基づく中止ではなく、児童の安全を考慮して中止したものであります。

次に、小学校が行う夏休みのプール開放について少し触れさせていただきます。

令和4年度は志賀小学校で1回のみ実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、その後の予定は中止となりました。本年度は同ウイルス感染症の5類移行を受け、志賀小学校で各地区2回ずつの14回、富来小学校で10回を予定しておりましたが、志賀小学校では熱中症防止のため6回の実施となっております。

利用時間は、志賀小学校で概ね1時間30分、富来小学校で1時間10分となっております。

プール利用者は、志賀小学校ではのべ154人で、富来小学校では、のべ252人となっております。

このようなことを踏まえたうえで、放課後児童クラブの今後の対策についてですが、まず、プール活動については、この夏、滋賀県長浜市の多目的施設のプー

ルにおいて市から委託を受けている民間の放課後児童クラブの水泳教室に参加している児童の死亡事故が発生しました。この事故を受け、こども家庭庁では、緊急の実態調査を実施するとともに、調査結果に基づく重大事故防止についての通知が出されております。

その中で、プール活動は重大事故につながる可能性が高く、監視体制、職員研修、児童への安全指導、緊急事態への対応等、支援員には迅速かつ的確な対応が求められています。

先に述べました本町における支援員の状況を考慮すると、このような状況の中では、放課後児童クラブの管理下でのプール活動の実施は、児童の安全確保が困難な状況であり、重大事故につながる可能性を否定できませんので、志賀放課後児童クラブ、富来放課後児童クラブともに実施は考えておりません。

小学校が行うプール開放をご利用される場合についても、支援員が参加児童の送迎・見守り等を実施することは、支援員を分けて配置することとなり、児童の安全確保に支障をきたすことから困難であり、放課後児童クラブから帰宅してからの参加をお願いしております。

児童の安全を第一に考えた対応としておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、児童の放課後児童クラブへのお迎え、小学校のプール開放への送迎については、ファミリー・サポート事業で対応できますので、必要に応じてご利用を検討いただくようお願いいたします。

次に、調理実習についてです。

放課後児童クラブは、学年の異なる児童が同時に活動するという特徴があり、利用児童の発達段階を踏まえた活動や遊びの内容を検討することが必要となります。調理実習を一体的に実施することは、児童の身体能力、児童の活動の援助を行う支援員の負担、調理時の安全確保及び調理段階における衛生管理の徹底について困難な状況でありますので、志賀放課後児童クラブ、富来放課後児童クラブともに実施は考えておりません。

なお、志賀町児童館において、小学生までを対象とした親子クッキングを実施しておりますので、調理に興味のある方については、是非ともご参加ください。

放課後児童クラブは、子どもが放課後の時間を過ごす場であるため、休息やお

やつ・食事等の基本的な生活を保障し、疲労の回復や気分の転換ができるくつろぎの空間「生活の場」としての機能と、遊び等の空間を設けた「活動拠点」としての機能を備え、子どもにとって「他人が断りなく出入りすることのない、安全と安心が保障された空間」でなければなりません。

本町では、支援員の現状や子どもの安全を第一に考え、施設内での保育を基本とし、子ども一人ひとりの状況や発達段階を踏まえた育成支援を展開することとしておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、放課後子ども教室の実施についてのご質問については、生涯学習課長よりお答えいたします。

福田晃悦議長 大島生涯学習課長。

大島信雄生涯学習課長 はい、議長。

梢議員の志賀町放課後児童クラブのあり方についてのご質問のうち、放課後子ども教室の実施についてお答えをいたします。

放課後子ども教室の目的は、学校施設などを活用し、地域の方々が支援員となり、すべての児童を対象としてさまざまな体験や学習活動を行うものです。

本町では、平成19年度から令和元年度までの間、県の補助金を受け、文化・スポーツ教室を実施していました。

しかし、制度改正によって、実施要件が厳しくなり、子ども教室には学校運営協議会の設置が必要となったほか、学校の空き教室などの利用、施設管理による学校教職員の負担増、地域支援員の確保などの課題が出てきたことから、学校とも協議を行い、放課後子ども教室は実施しないと判断したものであります。

他にも、保護者の費用負担、安全確保や事故等の責任問題など、いくつかの課題があるほか、行政だけではなく地域が主体となって進めていく必要がありますが、町としては特に要望は聞いておらず、放課後子ども教室の実施については難しいと判断し、今のところ、設置は考えておりません。

このような課題もあり、令和4年度末時点で、石川県内で実施しているのは6市町にとどまっている状況にあります。

以上、梢議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 梢正美君の質問は40分近くとなっております。議案質疑及び町政一般質

問の運用に関する規程第9条により質問時間は答弁を含めおおむね40分以内としておりますので注意してください。

梢正美君。

梢正美議員 はい。

最後に今のご答弁、非常に丁寧に具体的なご答弁でわかりやすかったです。ありがとうございます。

では以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

福田晃悦議長 3番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。

私は第4回定例会にあたり、5点について質問をさせていただきます。

まず初めに、変動型最低制限価格制度と地元業者の仕事確保についてであります。

本町が発注した配水管更新工事の入札を巡り、最低制限価格を漏らしたとして、前町長が受託収賄と官製談合防止法違反の疑いで逮捕されるという全く残念な事件が起きました。こういった事件は絶対にあってはならないもので税金の私物化、町政の私物化につながる最たるもので、断じて許されるものではありません。

もちろん私達、議員・議会にも責任の一端は当然あります。本来、町政は選挙で選ばれた町長と議会が監視しあってこそ、町民に開かれた住民本位の町政が実現できるものと思っています。

その主旨に則って、今後は公正・公平で透明性ある入札制度の構築を求めるものであります。

そんな中、副町長は今年度の暫定的措置として町発注の建設工事にいわゆる津幡町方式の変動型最低制限価格制度を採用し、できるだけ早期に次は金沢市方式の変動型最低制限価格制度に移行するという事です。

そこでこういった変動型最低制限価格制度についてお伺いをいたします。

そのような制度なら全く不正の余地はなく、公平・公正で町民的な監視も引き続き出来るような情報開示が徹底されるものなののでしょうか。お伺いをいたします。

また現在、工事関係入札結果も町ホームページ、入札契約から見る事が出来

ますが、議会においても、議長報告の中に落札結果だけではなく、最低制限価格や入札業者名の入った入札結果調書をすべて添付して透明性をより高めて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして一方、地元業者さんにとって、公共事業の確保はある意味死活的問題とも言えると思いますが、この変動型最低制限価格制度は地元中小業者さんの営業を下支えし、生活できる賃金をはじめ、人間らしく働くことのできる労働条件を保障する契約制度の実現ともなりうるものなのでしょうか。お伺いをいたします。

次に住宅リフォーム助成制度の創設をについてであります。

ここ約 30 年間、コストカット型経済ということで、本当に成長しない国、賃金の上がらない国、エネルギーも食料も自給率の上がらない国になってしまった上に、コロナ禍、そして円安・物価高で暮らしも生業も大変になっています。

そんな中、地域経済活性化策の切り札、消費喚起策の切り札、全国的にも、もちろん県下でも、歴史的にも実証済みの住宅リフォーム助成制度の創設が、今こそ、待たれているのではないのでしょうか。

多くの職種の業者さんの仕事起こしになります。快適な住まいは省エネ対策にもなります。町内業者さんによる、町内在住者すべての人に対しても住宅リフォーム助成制度の創設を緊急に強く求めるものでありますが、いかがでしょうか。

3 点目は在宅介護慰労金制度の復活をについてであります。

今高齢化が一段と進む中、町内の特別養護老人ホームへの入所希望待機者は約 100 人となり、明らかに増加を示しています。年金で安心して入れる特養の増設が待たれる訳で、ご本人もご家族も大変困っておられるところです。

当然、要介護度 3 以上の方々ですので、在宅での介護が必要となります。在宅での介護はデイサービスを利用してもやはりご家族のどなたかが付き切りという事になるわけです。

そこで、そういったご家族を支援・慰労するため本町では平成 29 年度まで、1 か月住民税非課税世帯で 1 万円、課税世帯で 5,000 円の在宅介護慰労金制度という、非常にあたたかい制度がありました。少子高齢化で学校を減らしたら、今度は高齢者施設を増やさなければならないのに増えていないという現況です。

ならば、せめて介護するご家族にこのコロナ禍や物価高の折、なおの事、支援

する立場から、支給額をアップしての在宅介護慰労金制度の復活を求めるもの
あります。

4点目は飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助制度の創設をについてであり
ます。

犬や猫は人間にとって、それこそ長い長い付き合いのあるパートナーでもある
と思います。しかし、猫の場合、特に飼い主のいない、いわゆる野良猫があちこ
ちに見受けられます。その猫による糞尿や鳴声などで住民同士のトラブルにも発
展しかねないという状況があります。

そういった猫の増加を防ぐために町全体で何が出来るのか、もちろん捨てない
という事ではありますが、増えてしまうという実態もあります。

そういった飼い主のいない猫に心を痛めておられる会が町内でも少なくとも2
つの会が活動をされています。

そこで、そういった会とも連携して、すでに県下の多くの自治体で取り組んで
いる対策から学んで、本町でも飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助制度を立
ち上げてみる必要があるのではないのでしょうか。お伺いをいたします。

最後に原発から再エネで地球沸騰化防止を求めよについてであります。

11月8日EU欧州連合の気象情報機関「コペルニクス気候変動サービス」は、
今年2023年が過去12万5,000年間で最も気温が高い年になることが事実上確実
だと発表しました。

化石燃料の燃焼で温室効果ガスが継続的に排出されたこと、太平洋東部の海面
水温が高くなるエルニーニョ現象が発生したことの結果だといいます。

当然日本の気象庁も12月1日秋の平均気温が平年値を1.39度上回り、1898
年の統計開始から最も高くなったと発表し、今年は春と夏も過去最高を記録し、
初めて春夏秋3季連続の更新となったとのこと。

1月から11月の平均気温もプラス1.34度と過去最高を大きく上回っており、
年間でも最も高くなることがほぼ確実としています。

地球温暖化・沸騰化はすでにさまざまな災厄をもたらしています。高温による
健康被害、異常な豪雨、台風、森林火災、干ばつ、海面上昇、農水産物への被害
が続出し、生命維持装置でもある、この地球内のバランスのようなものをことごとく
壊し、取り返しのできない不可逆的結果をもたらすのではないかと危惧して

いるところであります。

そんな中、国連気候変動枠組み条約第 28 回締約国会議、COP28 で、またしても化石賞ということです。

それもそのはず、日本は石炭火発の温存、合わせて最悪の環境破壊を引き起こす原発能力を 3 倍にするという姿勢を示し、一向に温暖化・沸騰化防止につながる再生可能エネルギーへの本気の切り替えを行おうとしていません。それでは社会的、国際的、地球的責任を果たすことは出来ません。だからこそ原発立地町から今すぐ北陸のリーディングカンパニーの北陸電力には、社会的、地球的責任を果たされるよう、原発から撤退し、引き続き水力等の再生可能エネルギー開発に全力を尽くされん事を求めて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、5 点について質問といたします。

福田晃悦議長 町長職務代理者庄田副町長。

庄田義則町長職務代理者 はい、議長。

中谷議員の変動型最低制限価格と地元業者の仕事確保についてのご質問にお答えをいたします。

現在、本町が適用している臨時的な変動型最低制限価格制度は、今回の事件を受け、人為的な操作ができない方法に切り替えていくことが急務であるとの考えのもと、津幡町で採用している方式を参考として、11月15日に「変動型最低制限価格制度の臨時的措置に関する実施要綱」を制定し、11月30日執行の入札から適用しております。

しかし、これはあくまでも臨時的な措置であり、完全に人の手を介さないものにするためには、金沢市や白山市などで導入している電子入札システム上で決定する、いわゆる「ランダム係数型の変動型最低制限価格制度」に切り替えていく必要があると考えており、新町長就任後、速やかに導入できる体制を整えていきます。

また、入札結果については、最低制限価格制度の改正にかかわらず、これまでどおり、町ホームページ上で広く情報を公開していくこととしております。

次に、入札結果の議会への報告についてであります。先程の梢議員のご質問でも答弁したとおり、定例会の都度、予定価格や最低制限価格、入札参加業者を記載した入札結果調書を送付し、確認、点検をお願いしたいと考えております。

続いて、地元業者の仕事確保についてですが、今回の入札制度の改正は直接、地元業者の仕事確保に関連するものではありませんが、町では「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、いわゆる「品確法」の規定に基づきまして、ダンピングの防止、請負契約の適正化、労働環境の改善等に配慮するとともに、町の設計に係る積算では、県の労務単価や公共単価を適用し、適正に工事発注を行っています。

さらに、公共工事における週休二日制の取り組みについても、各事業者が積極的に実施しているところであります。

ご質問にある労働条件を保障する契約制度の実現につきましては、事業者において、労働基準法や最低賃金法などによって適正な労働条件が確保されていると考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

その他のご質問につきましては、担当課長からそれぞれ答弁させますので、よろしく願いいたします。

福田晃悦議長 宮下健康福祉課長。

宮下隆健康福祉課長 はい、議長。

中谷議員の在宅介護慰労金制度の復活をについてのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の在宅介護慰労金支給事業については、要介護区分3以上で一定以上の状態の要介護者を在宅で介護される家族等に対し、慰労金を支給する事業として、平成29年度まで実施しておりました。

この制度を始めた社会的背景としては、介護保険制度が創設される前後において、デイサービスやショートステイ等の施設が少なく、在宅でのみ介護をされている家庭が多数を占め、ケアプランに基づく介護サービスについても、現在ほど充実していなかったことから、国の補助制度を活用した慰労金制度をスタートし、介護をする方の負担軽減を図ってきました。

しかしながら、近年では、特別養護老人ホーム等への入居希望をされている待機者はいるものの、介護施設やサービスについて、介護保険制度創設当時と比較して、サービス内容及び量共に充実し、本人の自立支援に必要なサービスを受けやすい環境が整ってきており、併せて、国の交付金事業の見直しにより、補助対象外となったことから事業を廃止したものであります。

このため、今後ますます高齢化が進み、介護費用も高まることが想定される中、介護保険制度において、更なる効果的、効率的で持続可能な事業運営が求められており、補助制度が伴わず、さらには、家族介護の固定化を招く恐れのある慰労金制度を復活することは考えておりません。

町としては、今後とも、住民の皆様が、住み慣れた地域で可能な限り安心して暮らし続けることができるよう支援するとともに、介護事業者や医療機関とも連携しながら、適切な介護サービスを提供することで、介護する方々の負担軽減を図っていきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 上滝環境安全課長。

上滝達哉環境安全課長 はい、議長。

中谷議員の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術補助制度の創設をのご質問にお答えいたします。

令和4年第4回定例会でも答弁しておりますが、本町においても、飼い主のいない猫のふん尿被害や、悪臭被害、鳴き声の騒音被害などの苦情が寄せられております。町としては、県職員と同行して、飼い主などに対し、飼い方などの指導を行い、周辺的生活環境の改善に努めているところであります。

寄せられる苦情には、単に行政による不妊・去勢手術費用の助成を行うだけでは、解決できない問題もあり、地域ぐるみで問題に取り組んでいく姿勢が必要でございます。

現在のところ、不妊・去勢手術費用の助成を行う予定はありませんが、助成事業を実施している他市町の効果を注視するとともに、今後も、地域やボランティア団体等の活動状況を見ながら、対策を検討していきたいと考えております。

野良猫の増加には、屋外で猫を飼うことや、野良猫に対し、無責任に餌を与えたりすることが原因の一つと考えられております。

このような苦情に対しての根本的な対策として、石川県では、飼い猫の健康及び安全と周辺的生活環境の保持上、屋内で飼うことを推進しております。

今後とも、猫を飼われる皆様には、責任ある飼い方をお願いしたいと思います。次に、原発から再エネで地球沸騰化防止を求めよのご質問にお答えいたします。我が国では、エネルギー資源の安定確保、私達の生活や経済活動に影響を与え

る電気料金、地球温暖化への対応などを考慮しながら、各エネルギー源の電源としての特性を踏まえた、バランスの取れたエネルギーミックスを目標としております。

先の国連気候変動枠組み条約第 28 回締約国会議 C O P 2 8 において、110 か国以上が 2030 年までに世界の再生可能エネルギー発電量を 3 倍に、また、20 か国以上が 2050 年までに世界の原子力発電量を 3 倍にする宣言に、我が国も賛同しております。

ただし、これは単に国内の再生可能エネルギーや原子力発電の発電量を一概に増やすというのではなく、世界全体の増加に貢献するという意味も含まれており、これにより現行のエネルギー基本計画の方針を変えるものではないとの事があります。

以前にも答弁いたしました但、太陽光や風力発電に代表される再生可能エネルギーは、自然エネルギーを活用したクリーンなエネルギーと言えますが、一方で、季節や天候などの自然条件の影響を受け、安定供給が難しい電源であり、昼夜を問わず安定的に発電できる原子力や火力などのベースロード電源も必要であります。

さらに、狭い国土で再生可能エネルギーの大規模な開発が進むと、騒音問題、環境破壊の発生などのマイナス面もあり、本町においても、風力発電施設が既存施設のほかに 120 基以上の設置計画が進められており、騒音や景観など生活環境等への影響のほか、土砂災害等の発生が危惧されております。

北陸電力に対し、原発から撤退し、水力等再生可能エネルギー開発に全力を尽くすよう求めることにつきましては、元々大手電力会社の中でも、北陸電力は、すでに水力発電の割合が大きいため、水力発電や再生可能エネルギーに固執することは、電力の安定供給に支障が出るばかりでなく、環境破壊に対する懸念が想定されております。

町としましては、国の G X (グリーントランスフォーメーション) の取り組みなど、国のエネルギー政策を注視していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 山内まち整備課長。

山内勉まち整備課長 はい、議長。

中谷議員の住宅リフォーム助成制度の創設をの質問にお答えいたします。

本町においては、転入者を対象とした移住定住促進住まいづくり奨励金交付制度や、転入者の空家の取得やリフォームに対して移住定住促進空家リフォーム再生等助成金交付制度により、若い世代の移住定住を促進してきたところであります。

助成制度を導入する際にも検討しましたが、これらの制度は、地方創生における人口減少対策として、町外からの移住定住を目的としたものであり、中谷議員の質問にこれまで何度も答弁させて頂きましたが、町内在住者に対象を拡大することは考えておりません。

今後においても、既存の助成制度のPRに努めていくと共に、新たに造成予定の「みらいとうぶ」土地購入者に奨励金など手厚い助成を行い、町内外の若い世代の方々による新築住宅の取得を促していきます。それにより、住宅建築の増加が見込まれ、地域経済の活性化に繋がっていくものと考えております。

なお、奨励金には、町内業者が下請けをする場合における施工加算も含まれており、中谷議員が述べられている多くの職種の業者の仕事起こしにも繋がっていると考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。

4点について再質問をさせていただきます。

まず、2点目の住宅リフォーム助成制度の創設をについてであります。

今あのような事件を見た場合、町内業者さんの仕事起こしの工夫が本当に必要だと思えます。現に今年度助成をしてみたいへん喜ばれ、地域経済活性化を促している内灘町では、内灘町商工会の皆さんが11月28日に町に対して住宅リフォーム助成で消費喚起策の継続を申し入れています。本町ではすでに移住者の皆さんにはリフォーム助成を最高100万円まで助成しています。ですから助成のノウハウはあるわけです。町内全域に広げていただいて仕事とお金を回していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3点目の住宅介護慰労金制度の復活をについてであります。

県下では必要と認め、中能登町や川北町では実施しています。

町民の皆さんは介護保険をちゃんと掛けてきているわけです。いよいよ受け取ろうとするときになって保険者側の都合でサービスを受けられない。特養などに入れたら入りたいところ入れないという実態ということです。そこが一番の問題な訳ですから当然それなりの対応は必要なのではないでしょうか。お伺いをいたします。

4点目の飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助制度の創設をについてであります。

この制度も必要を認め、多くの自治体で実施をしています。この制度の根本にあるのは動物愛護、小さな命も大切にするという事だと思います。かといって野放しにするというわけにはまいりません。適度な数で人間社会と共生をする、そこで愛猫家の皆さんとも協力して気長に不妊去勢手術で適度な数での共生ということだと思います。よって猫の不妊去勢手術補助制度の創設、この方法しかないと思いますが、いかがでしょうか。

また先ほどご答弁の中に、無責任に餌を与えたりすることが却って野良猫の増加につながる原因のひとつとも考えられるとおっしゃいましたけども、私はそこで思うんですけども「野良猫には餌を与えないください」ということは「見て見ぬふりをしなさい。餓死させよ」というようなものではないでしょうか。それはあまりにもむごいと思います。どうか再考を求めるものでございます。

そして5点目の原発から再エネで地球沸騰化防止を求めよについてでありますけども、ご答弁の中で再エネはムラがあるという事だったと思いますけども、しかし現にさまざまな電気を調整・融通しあっているではないでしょうか。国内の特性を活かした再エネを調整・融通すればできることです。技術はあるはずで、世界は足を踏み出しています。再エネこそ100パーセント国産で賄えます。安くつくのではないのでしょうか。ご一考願いたいと思います。

以上、再質問とさせていただきます。

福田晃悦議長 宮下健康福祉課長。

宮下隆健康福祉課長 はい、議長。

中谷議員の再質問に対する、質問に対してお答えいたします。

在宅での家族介護を支援することは非常に重要であります。先ほど答弁させていただいたとおり、今後の高齢化を見据えれば介護費用が高まることが想定さ

れ、現状では補助金を伴わない制度であることであり、また家族介護の固定化、それは特に女性が担い手となりやすい、女性に負担を強いられるという恐れがあることから慰労金制度の復活は考えておりません。

町としては、介護事業者や医療機関など関係機関と連携しながらデイサービスやショートステイなど適切な介護サービスを提供することで介護される方の負担軽減を図っていきたいというふうに考えております。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 上滝環境安全課長。

上滝達哉環境安全課長 はい、議長。

中谷議員の再質問に対してお答えいたしたいと思えます。

まず飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助制度の創設につきましては、先ほどの繰り返しの答弁になりますけれども、現在のところ行う予定はしておりませんが、すでに実施しております県内の他市町の効果などを、どのような形で効果がでてきているのか、それと不妊去勢手術費用を助成をしたことによりまして地域の苦情がどれだけ減ったのかといったことも検証しながらですね、今後対策を検討していきたいというふうに考えております。

ただし、無責任に餌を与えるとかっていう話になったんですけども、苦情の多くはですね、本当に周りから猫を集めて、そしてきちんとその家の中で餌を与えるのであればいいんですが、そのままその餌をほったらかして他からも猫が集まってくるといったような状況が苦情の原因となっているというふうに考えておりますので、今後ともですね、県職員と同行して適切な猫の餌やりの指導の仕方とかそういったことを指導していきたいというふうに考えております。

それから原発から再生可能エネルギーの導入で地球沸騰化防止を求めよの再質問についてでございますけれども、先ほども電源の融通をしあつてということで、我が国ではすでにですね、先ほど申し上げましたようにバランスのとれたエネルギーミックスというものを設けようとしております。火力とか水力のほかに原子力発電を含めて安定的な電力の供給というものが大事かというふうに考えておりますので、今後ですね、こういった政策につきましては町としての答弁ではなくて、今後注視していききたいと、国のグリーントランスフォーメーションを注視していききたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 山内まち整備課長。

山内勉まち整備課長 はい、議長。

中谷議員の住宅リフォーム助成制度の創設をの再質問についてお答えいたします。

先ほど答弁させていただいたとおり本制度の助成制度を導入する際にも検討しましたが、こちらにつきましては町内在住者に対象を拡大することは考えておりません。

移住定住など既存の助成制度のPRに努めていくとともに、町内外の若い世代の方々による新築住宅の取得を促していきたいと考えております。

奨励金には町内業者が下請けをする場合における施工加算が含まれておりますので、中谷議員の述べられているとおり仕事起こしにもつながっていくと考えておりますのでよろしくお願いします。

以上、中谷議員の再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。

ありがとうございます。

1点だけ、これは再質問ではないですけども、私質問の最初の変動型最低制限価格制度と地元業者の仕事確保についてでありますけども、当然私達も勉強させていただきですけども、改めて公平公正で透明性のある入札の在り方を追求していただきたいと思えます。

今回の質問も、私は本当に切実なもので正当性のあるものと確信をしています。町民の皆さまとともに引き続き求めて参りたいと思えます。

引き続きご一考を願いたいと思えます。

そのことを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

福田晃悦議長 ここで暫時休憩します。

(午前11時23分 休憩)

(午前11時35分 再開)

福田晃悦議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

それでは一般質問に移りたいと思います。

ちょっと厳しすぎるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず第一に町長逮捕を巡ってであります。

前町長逮捕から既に40日以上経過しています。再々逮捕もあり拘留期間が延びていますが、事件の全容解明は関係当局に任せるしかありません。

町としては現在損なわれた信頼回復に全力をあげていることと思います。事件を生み出した原因の究明や今後入札に関する改善は、その取組の一部が新聞でも報道されています。

一度失った信頼は回復するのに相当な努力あるいは労力と時間を必要としますが、現時点での対応策についてお聞きします。

現在の志賀町民にとっては、オリンピックに関する知事発言と併せて2つの重荷を背負わされたようなものではないでしょうか。

これから進学就職等で町外や県外に出ることになる皆さんには、どこからきましたと自己紹介することが憚れることもありうるのではないかと危惧しております。

また、児童生徒にはそれぞれの学年に応じたやり方があると思いますが、精神的なケアも求められると思いますが、どのような方策を取られるのか教育長に伺います。

なぜこういうことを言うかといいますと今から私40数年前まで熊本県民でした。当時田中角栄首相が逮捕された事件がありまして、その時に子ども達が、先生が叱るとですね、上を、上ってというのは要するに偉い人を怒ってから怒りなさいとそういったことがあったそうですので、それをちょっと思い出しましたので、いろんな意味で教育長にお尋ねします。

福田晃悦議長 町長職務代理者庄田副町長。

庄田義則町長職務代理者 はい、議長。

堂下議員の町長逮捕をめぐってのご質問のうち、現時点での対応策について、お答えをいたします。

この度の事件により、町民の皆様をはじめ、各位の信用・信頼を損ねることとなり、大変重く受け止めております。

事件の全容については、まだ解明に至っておりませんが、今後の公判状況や判決文の内容を確認して、本町の入札制度をはじめとして、必要な措置を講じて参りたいと考えております。

マスコミでは、それぞれの供述などから、事件に係る一部の内容が報道されておりますが、町としては、まず、漏洩したとされる最低制限価格の決定について、人為的に操作できない方法に切り替えていくことが急務であると判断いたしました。

このことから、先程の中谷議員のご質問にもお答えいたしました。先進事例を参考に、去る11月15日に「変動型最低制限価格制度の臨時的措置に関する実施要綱」を制定し、11月30日執行の入札から適用しております。

この方式は、あくまでも臨時的な措置であり、完全に人の手を介さないものとするためには、金沢市や白山市などで導入している電子入札システム上で決定する、いわゆる「ランダム係数型の変動型最低制限価格制度」に切り替える必要があると考えております。

県内では、既に複数の市でこの方式が採用されている実績に鑑み、本町においては、第三者委員会や外部の意見を待つことなく、新町長の就任後、速やかに導入・運用できる体制を整えていきます。

このほか、現段階で私が考えている取り組みとしては、まず、入札・契約に係る法令研修を実施したいと考えております。

職員を対象に、地方公務員法、刑法、官製談合防止法、独占禁止法等について理解を深めるとともに、法令遵守を徹底していきます。

また、工事費積算内訳書を記載した設計図書や、指名業者情報を記載した書類等の決裁者を最小限にするとともに、これら工事情報書類やデータの管理を徹底し、漏洩防止を図っていきます。

さらに、先にも述べたとおり、チェック体制の強化を図るため、監査委員及び議会に入札結果調書を送付することとしたいと考えております。

新町長の下で、このような取り組みを速やかに実施できるよう、また更なる検討を進め、公平・公正な入札制度を確立し、加えて、職員一人ひとりがしっかりと職務に精励し、全庁挙げて不正のない町政運営を推進していくことで、信頼回復につなげていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、児童・生徒への対応に関するご質問については、教育長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

福田晃悦議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

堂下議員の町長逮捕をめぐってのご質問のうち、児童・生徒への対応についてお答えをいたします。

今回の事態は、子ども達にとりましても、少なからず、驚きとともに、町に対するイメージダウンに繋がることになったのではないかと考えております。

学校での子ども達の様子については、新聞の1面トップの掲載に驚いたことや、地方自治の学習の一環として実施を予定しておりました「子ども議会」が中止となり、残念がる姿があったと聞いておりますが、特に混乱はありませんでした。

議員ご質問の、児童生徒に対する対応についてですが、現段階では事件の全容が明らかになっていない状況であり、特別な対応はとっていませんが、子ども達に精神的ケアが必要となった場合は、スクールカウンセラー等に相談できる体制を整えております。

先程、副町長が申し上げたとおり、町といたしましては、全庁を挙げてしっかりと職務に取り組んでいくこととしており、学校におきましても、今後、小中学校の卒業式、中学校の立志式、高校受験など、子ども達にとりまして重要な行事が控えているなか、影響がでないようにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

少し見解を伺いたいと思います。

入札の改革とかいろんなやり方自体わかりましたけれども、教育長の答えにもありましたけれど、町全体のイメージダウンという、ここに対する、やっぱり対応が一番の、これからの私達の問題にもなってくると思うんですけども、その辺のことについて考えていることがありましたら、なければ結構です。ないですか。わかりました。じゃあこれは引き続き皆さんとお互いに検討しながらいかなけれ

ばならないことかと思えます。

続きまして2番目の外国人に対する町民への啓発活動についてお聞きします。

先ごろの新聞報道によりますと住民登録をする外国人が10年前と比べ2倍以上かつ100人以上増えた市区町村は280にのぼり、全体の16パーセントを占めるとあります。

志賀町でも今年7月現在で165人、11か国からの人が住んでおり、イタリアを除く10か国はアジアの国々からです。

また、住民の2割が外国人の群馬県大泉町は「将来の日本の姿」と紹介され、共生を探る町長というインタビュー記事もありました。大泉町には外国籍の住民の半数はブラジル人ですが、国別では48か国の住民がいるということです。外国人を含めてどのような街づくりを進めて来たかという苦労話も含めて町長は応えています。

順調でなかったことはもちろんですが、そこでのキーワードは「人権と多様性」です。この人権と多様性を大切にすることが町に住みたい理由となるとも述べています。

志賀町にとっても、現在、堀松のすばる幼稚園跡地に建設中の外国人向けの「志賀講習センター」が今後の町づくりに少なからず影響してくると思います。日本語教育とか日本の習慣や日常生活に必要なことはそこでの研修にお任せするとしても、研修後町内の企業に勤める人も出てくることでしょう。

また、農業関係での雇用も今後あり得ると思います。

新型コロナウイルス感染時には、外国からの入国ができずに野菜の収穫ができないといった切実な問題も他県ではありました。

喫緊の対応とはいいませんが、外国人も住める街に向けての対策が求められると思いますので、その準備に計画的に取り掛かる必要があると思います。

町としての対応をお伺いいたします。

福田晃悦議長 大島生涯学習課長。

大島信雄生涯学習課長 はい、議長。

堂下議員の外国人に対する町民への啓発活動についてのご質問にお答えいたします。

12月1日現在、本町の住民基本台帳に記録されている外国人は167人であり、

国別では、中国とインドネシアがそれぞれ37人と多く、そのほかベトナムやフィリピンなど、アジア地域からの外国人で占められており、人口18,267人に対して、約1パーセントの状況となっております。

これらの方々の在留資格の内訳は、永住者は33人であり、介護・農業・漁業・建設などの職種の特定技能（1号）では35人、技能実習1号から3号では合わせて57人と、就労研修等による短期滞在が大半を占めております。

また、町内では、株式会社DEPが運営する外国人研修施設「志賀講習センター」が令和6年5月に開所する予定であります。同施設は日本での生活に必要な習慣などを研修する施設で、入所する研修生は入国前既に製造業への就職が決まった方々となっております、1か月間に約30人を受入れ、年間360人が受講する予定と聞いております。

先に述べたとおり、本町の外国人の多くは短期滞在者であることから、現時点で群馬県大泉町のようなコミュニティが形成される状況には至っていないと考えております。

町としては、これまでも、多言語の「ごみの出し方パンフレット」や英語版の「原子力防災ハンドブック」を作成するなど、外国人にも配慮しているところであり、今後も外国人のニーズを把握しながら、異なる文化、生活スタイルなどに関する情報や理解を広めることにより、お互いが尊重、協力しながら共生が図られるよう、取り組んでいきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

いわゆる外国人に対しましては異なる文化や生活スタイルっていうのはお互いに理解がないといろんな意味で差別・偏見の温床されたりしてきますので、その辺は十分配慮しながらお互いに交流をはかっていく場を設けてもいいのではないかと思います。

私も国別では10か国のうち5か国ほど行ったことがありますけども、やはり行って初めてわかること、また来てもらってお互いに交流する中でわかることありますので、そういう機会をやはり町のなかで国際交流を、そういった関係の間もあったと思いますので、よろしくお願ひしたいとします。

次に風力発電問題についての質問に行きたいと思います。

今月5日に、仮称七尾志賀風力発電事業についての説明会開催案内の封書が各戸宛に配達されました。

この9月には仮称西能登ウィンドファーム事業についても、説明会と環境影響評価準備書の閲覧と意見の募集が9月から10月中までなされていました。

だが、当該の住民には前回のような説明会の案内もなされず、また準備書の閲覧と意見募集については締めきり間近になってから知った次第です。

昨年開催された説明会はきちんと案内がありましたが、今回は大事な準備書をめぐっての案内がなく、また縦覧に至っては1,000ページにも及ぶかと思われる大部なもので、きちんと読むことすらできないという状況で意見を書くとなると資料を読みなれている人でも読み込むことは厳しいのではないかと思います。

しかも環境影響準備書は役場においてあり、志賀町庁舎では3階の担当課の前にあるという有様でした。

事業所の2021年の住民説明会パンフレットには本事業の目的として最後に「地域の皆様のご理解最優先に、地元に基づいた風力発電建設・運営を進めていきたい。」と事業所は謳っています。地域住民に説明会開催の周知もせず、これでは言行不一致ではないでしょうか。

このようなやり方での説明会なり縦覧では必ずや禍根を残すこととなります。このまま事務作業を進めていって良いのでしょうか。町としての見解をお聞きします。

また既に稼働している風力発電の数からみれば桁の違う建設計画の予定数ですので、先ほどもありましたが120基ありますので、景観の観点から見ても、町民に与える影響は甚大です。富来地区は風力に囲まれた地区となります。となれば、これまでのように当該地区のみの説明会では全体像が見えにくくなります。乱立する風力は町民各位にとっても与える影響は大きいと思いますので、全町民を対象にした説明会を町は事業所に求めるべきだと思いますが、町としての見解をお聞きします。

福田晃悦議長 上滝環境安全課長。

上滝達哉環境安全課長 はい、議長。

堂下議員の風力発電事業の説明会についてのご質問にお答えいたします。

まず、仮称西能登ウィンドファーム環境影響評価準備書の縦覧及び意見書箱につきましては、志賀町では、本庁舎及び富来支所に設置しまして、23名の縦覧者があり、また33通の意見書がありました。

事業地周辺には、1,000世帯、2,500人以上の住民が居住しており、住民からは、「配慮書や方法書段階で行われた各地区での住民説明会も準備書段階では実施されていない」といった意見もあったところであり、事業に関し、住民への周知・理解が不足していると感じているところでもあります。

町としては、事業を進める場合に当たっては、調査結果や事業の影響など、地域住民への周知・理解を確実に行うことが重要であると考えており、周知方法や進め方の再検討について、県や事業者意見に意見を述べていきます。

また、全町民を対象にした説明会を事業者に求めるべきとのご質問であります。環境影響評価法の手続きにおいても、住民周知のための説明会が義務付けられております。

志賀町での説明会は、事業者からは新聞や折込チラシ等により広報し、9月24日に富来活性化センターで開催したところ、27名の参加があったと報告を受けております。

また、景観の観点についても、増穂浦のベンチから陸地を望めば、既存の風車に加え、すべての方向で、風力発電事業が計画されている状況となっており、景観に与える影響は大きいものと懸念されるところであります。

町としても、意見書などの状況を踏まえると、町民への周知が不足していると懸念しているところであり、国のガイドラインにおいても、住民への周知・理解を図ることが求められるとされていることから、説明会の追加の検討など、事業者誠実に対応するよう求めていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

今も答弁にありましたけども、この事業者、1,000世帯2,500人といいますから富来町民について、ほんとに大きな地域になってくるわけです。こういったところでわずか27名、ほとんどの人が知らないということはほんとに大問題だと思います。こういうことはやっぱり国の指針にもなってないということですので、や

やはりこれはもうやり直すか、あるいはまた町としてきちっとした指導しないとですね、こういったことが進められてきますとほんとに出来てしまった後に私達知らなかったということになりかねませんので、やはりこれは再度きちっとした対応を求めたいと思いますけど、いかがでしょうか。

福田晃悦議長 上滝環境安全課長。

上滝達哉環境安全課長 はい、議長。

堂下議員の再質問にお答えいたします。

先ほど議員のおっしゃるとおりですね、こういった環境への影響など相当懸念されているといったところで住民への周知が足りないのではないかというご指摘でございますけども、今後ともですね、事業者に対しましてしっかりと対応するよう努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、堂下議員の再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

再度念押ししたいと思います。

実はこれ去年のやつなんですけど、これ、「志賀町のみなさまへ」ってことでこういう通知がまいりました。

また先週は各切留区、鶯野屋区、地保区って形の案内があったんです。

そういった意味におきましてはやっぱり中身はどうであれそういった手続きだけはきちんとしている。ところがこれ、ないっていうかほとんど知らされていないというのは、やっぱり、これはほんとにやり直しなりそういったものをきちっとこう、何月何日までに、極端に言えばやりなさいと、あるいはまたしなかったらこれは町としては絶対認められませんといったぐらいの意見を出さないとですね、こういうことで進められたんじゃやはり後から町としてもたいへんな事態を迎える可能性もありますし、また対応しきれないと思います。

またそういった中で進めていくのはどこで賛否をとったのですかって話にもなりかねませんので、手続き的にも問題がありすぎると思いますので、答えられるのでしたら再度お願いします。

福田晃悦議長 上滝環境安全課長。

上滝達哉環境安全課長 はい、議長。

再度の、再質問に対してお答えしたいと思います。

念押しということでございますけども、こちらもですね、事業者に対しては必ずそういった法律の遵守、そういったことをきっちりとやっているかということも細かいところまで指導しているわけございまして、今後ともですね、さらにこういった、住民への説明というのは今後ですね、法律でも義務付けられていますので、今後ともそういったことをまた事業者に対してきっちりと指導していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、堂下議員の再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

いわゆる最適のルールに則ったすべきこと、これは法律順守をしてないってことになるとこれは大変な問題になりますので、それを再度訴えておきたいと思えます。

それでは最後に原発防災訓練に対してお聞きます。

4月の選挙前の新聞社のアンケートでも、8割の立候補予定者が防災訓練は不十分と答えています。再稼働賛成であっても8割の人が防災訓練は不十分と考えている結果をみると、これまでの防災訓練に反省を迫るものではないかと思えます。

福島原発事故以降は原発事故は起きるという前提で、その対策が計画され、毎年防災訓練が開催されていることは周知のとおりです。今年も10月11月と全国の原発立地県で訓練がされています。

今年も議会では3か所での訓練の様子を視察しましたので、それに基づきながら質問していきます。

1番目として武道館で気が付いた課題であります。

現実に即した訓練をすべきではないかということであり、バスや自家用車などの誘導員が全くの無防備であったことは問題であります。5キロ圏では防護服が身を守るのに外での誘導にあたるべきであります。その基本を怠っていたのではないかと。この点をお聞きします。

また、ある地区に割り当てられた部屋は、物置として使われている部屋であり

ましたが、少なくとも避難してくる人に配慮しておくべきではなかったのか。また、町外での避難先では地区ごとに割り当てられている施設にはどう対応するのか、先方の自治体と協議できているのでしょうか、お聞きします。

また、地区ごとに多くの避難場所が準備されていますが、避難所受け入れにあたって多くの職員が必要になってきます。何名くらいの人員配置を求められているのかお聞きします。

次に今回災害状況を確認する手段としてドローンが活用されていました。担当の中能登総合事務所の県職員に風速何メートルまで耐えられるのかと聞きましたら、10メートル以上は飛ばせないとの返答でした。ということはこれからの冬のシーズンはほぼ利用できないということになります。去年は強風で避難用のヘリの到着が遅れたこともありました。また、以前には風でヘリが飛ばなかったり船が出なかったりしていますので、冬季間での避難にはほぼ使えないのが現実です。

冬季間の避難はバス利用が基本で、ヘリや船は正にオプションみたいなものなんですが、どのように考えているのでしょうか。

また、冬季は複合災害を基本に据えて訓練をする必要があります。能登町への避難はなおさらです。積雪と倒木、そこへ地震でも重なろうものなら、お手上げとなりかねません。

町として冬季間の複合災害を伴う原子力災害への対応は万全といえるのか、お聞きします。

3番目に避難グッズについてであります。

旧福浦小学校からバスで避難される方を見ていましたら、災害時非常持ち出しリックを背負っている方もおられました。だがそれはごく少数で、原発事故で避難となれば、それなりの期間の避難所暮らしが求められると思います。避難グッズや常備薬等、普段から心掛けておくことも重要です。

この点についても町としても啓発活動を折にふれてやるべきではないでしょうか。それは自然災害についても同じことが言えますので、徹底すべきですが、いかがでしょうか。

4番目に避難バスや福祉バス等の確保はできているのかをお聞きします。

以前に質問した時には、県と相談なり打ち合わせをしているような回答だったかと思いますが、現在のバスの確保状況と運転手の手配状況をお聞きします。

住民の皆さんの中には独自に自家用車などで避難される方もいるでしょうし、高齢になるにつれて、また、雪道では自家用車からバス避難へと切り替える人も出て来るかと思えます。それぞれの利用についての把握が求められますが、どのような分析をされているのかお聞きします。

最後に原発事故の避難計画に詳しい大学教授は「避難の面では、福島原発事故後も何も変わっておらず、出来ることの範囲で考えやすい計画を立てているに過ぎない」と批判しているという新聞記事がありましたが、そのとおりだと私も思います。これでは想定外の事故に対応できないと思いますが、異論がありましたら、お聞かせください。

福田晃悦議長 上滝環境安全課長。

上滝達哉環境安全課長 はい、議長。

堂下議員の原発防災訓練に関してのご質問にお答えいたします。

はじめに、総合武道館での訓練について、誘導員が防護服等を着用していなかったといった件ではありますが、訓練では、放射性物質放出前の避難段階という想定であったことから、防護服等を着用しておりませんでした。

また、避難区画については、用具庫も防護対策が施されているエリアであり、空調設備や簡易ベッド等の生活用品も整備されていることから、訓練時にも入室していただいたものであります。

避難区画は、普段、武道館利用者が使用される区画であり、施設の備品も保管されていることから、施設管理者とも管理方法等について、改めて協議したいと考えております。

能登町や白山市の広域避難先については、避難所の確保及び避難者の受入マニュアルの作成など、受入体制の充実化に取り組んでいただいておりますので、今後も引き続き、県と共に、関係市町と協議を進めていきます。

避難所への人員配置については、複数人の配置が望ましいと考えておりますが、災害の状況により、職員数も変動すると考えられますので、原子力災害時に限らず、避難者の方々におかれましては、避難所の開設時など、避難所の運営にご協力くださるようお願いいたします。

次に、冬季間の避難については、厳しい状況の下での住民避難のあり方も検証や実行する必要性はあるものと考えておりますが、まずは、基本的な訓練を通じ

て、住民や職員の対応力強化が重要であると考えております。

また、原子力災害時の住民避難は、災害の状況に応じ、自家用車をはじめ、国や県、市町の保有する車両、バス、自衛隊車両、ヘリコプター、船舶など、あらゆる避難手段を活用することとなっておりますが、県知事もですね、酷暑や雪、雨の日も、深夜も早朝もと、いろんなことを想定する必要があると課題を挙げていることから、今後も県と協議していきたいと考えております。

冬季間の複合災害を伴う原子力災害への対応については、県や町では道路整備や除雪体制の充実に努めているほか、全国原子力発電所所在市町村協議会をはじめ、各種団体等を通じ、国に対して避難路の整備や除雪体制の強化を要望しているところであります。

次に、避難グッズについては、以前より配布している防災ハンドブックに記載しており、昨年度の訓練でのご意見も参考に、非常持ち出し品や身の回り品の携行を呼びかけたところ、例年より、リュックサックやカバン等を携行した方が多かったのではないかと思います。

また、10月に開催されたタウンミーティングや出前講座等を通じ、携行品の準備をはじめ、日頃からの備えの重要性について、理解が深まっているものと思いますので、引き続き、啓発に努めていきます。

次に、避難バスや福祉車両等の確保については、県では令和4年3月に、石川県バス協会と災害応援協定を締結し、車両の確保に向けて取組んでいるところであり、県内だけでの確保が困難な場合は、国が隣県からバスを手配するなど、万全の体制を取っていくと聞いております。

住民の避難手段の把握については、県や町で実施した調査結果を参考にしておりますが、人口減少や高齢化による社会情勢の変化も考慮し、より最適な方法を検討していきたいと考えております。

次に、原子力災害避難計画については、国や県の防災計画及び避難計画要綱で定められた基本的事項に基づき、各市町が状況に応じた具体的事項を定めることとなっておりますが、想定外の事故に対応できないというご意見については、毎年度実施している訓練を重ねることで生じた課題など、県と協議し、原子力災害避難計画の改善に努めていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

避難先への受け入れの時の職員の配置ですけども、これはやはり複数、最低2名ですね、それ以上多分いると思うんです。そうやってきますとたしか30か所ほどありましたね、能登町と白山市で。それだけの、例えば30か所で二人なら60人以上の人がそっちの避難所だけにとられてしまう。そうしますといろんな意味で当日のことで混乱が起きるっていうことはまずこれはパターン、前提に入れとかなないといけないと思います。そうしますと例えばヨウ素剤配ったりとかそういったことも含めてでてきますんで、対応できるのかという事がまずあります。それと先ほどバスの問題もありましたけども、バスはなにも石川県の人だけが避難するのではなくて富山県だって、前回も今回の防災訓練も、富山県も防災訓練して、バス使ってます。放射線被害のときの一番の基本はですね、やっぱり一刻も早く、少しでも遠くって、これは放射能災害から逃れる大きなポイントって言われています。となると県外からバスに乗ってくるなんてこれはもうはっきり言って「みなさん放射能にまみれてくださいよ」って言ってるのに等しいわけです。ですからバスで本当に足りるのか、これでじゃあこういうことじゃ、基本は僕は動かしちゃいかんというのが前提なんですけども、そういうことが現実的に迫ってくるわけですね。そういったことをきちっと捉えながらして行ってほしいわけです。ですから放射能排出前に誰もしてなかった。しかしそれはすぐ来るわけですから、予防的にやっぱり措置をして受け入れる。若い人ならなおさらですね、そういったことを防災を知っておかないとたいへんな事態になってくるだろうっていうことを常に頭に入れて、尊い犠牲もあったわけですからね、例えば原子力事故であったり福島であったり、そういった上に立って初めて具体的に自分達がどうしていくかっていうことをしないと、だから議員のアンケートでも8割の方があれを見て訓練のための訓練、あれじゃあ役にたたん、という形の、8割の方がしているという、これは本当にきちっと総括しないとですね、何回繰り返しても同じようなということがありますので、バスのことも含めて担当課長、答弁をお願いします。

福田晃悦議長 上滝環境安全課長。

上滝達哉環境安全課長 はい、議長。

堂下議員の再質問にお答えいたします。

まず避難先の職員数、職員の確保につきましてはですね、災害の規模にもよりますが、複数人配置するといったような計画になっておりますが、何人いてもいいかなというふうに考えておりますし、こういった職員の配置につきましても避難先の能登町ですとか、白山市とも協議しながらですね、進めているところであります。

それからまた地区の防災組織、地元と言いますか白山市や能登町の防災組織の協力も仰ぎながらですね、やっていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いたします。

バスにつきましてはこれも訓練を重ねるごとにいろんな課題が生じていくという事は十分承知しておりますので、今後とも県と協議を重ねながらですね、より最善の方法を探っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

以上、堂下議員の再質問に対する答弁といたします。

福田晃悦議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

いろいろと県と協議されるのはそれは結構ですし、またやってほしいと思えますけども、しかし一番の当事者は志賀町なんです。ここはやっぱりきちっとした対応をする元を持ってなかったらですね、はっきり言って協議したってそれは県の言いなりになりかねません。一番の地元の町民の命を守るのは我々であり皆さんであることを肝に銘じたうえで対応してほしいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。

福田晃悦議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長職務代理者副町長提出 承認第12号及び第13号並びに議案第48号ないし第59号（委員会付託）

福田晃悦議長 次に、町長職務代理者副町長提出 承認第12号及び第13号並びに議案第48号ないし第59号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

（ 休 会 ）

福田晃悦議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明13日から14日までの2日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、明13日から14日までの2日間は、休会することに決しました。

次回は、12月15日午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午後0時16分 散会)